

# 鉦山保安法令の解説

鉦山保安法 (平成23年7月22日改正まで)  
鉦山保安協議会令 (平成24年9月14日改正まで)  
鉦山保安法施行規則 (平成24年5月31日改正まで)



# = 目 次 =

## 第1編 総論

第1章 鉱山保安法の沿革	1
第2章 平成16年改正前の鉱山保安法の概要	5
第3章 平成16年改正の背景及び経緯	
第1節 背景（鉱山保安を巡る状況の変化）	8
第2節 経緯	11
第3節 改正の概要	17

## 第2編 逐条解説

### 第1 鉱山保安法

#### 第1章 総則

第1条 この法律の目的	20
第2条 用語の意義	20
第3条 //	23
第4条 処分等の効力	24

#### 第2章 保安

第5条 鉱業権者の義務	25
第6条 //	
第7条 //	
第8条 //	
第9条 鉱山労働者の義務	28
第10条 保安教育	29
第11条 機械、器具等に関する制限等	29
第12条 施設の維持	30
第13条 工事計画	33
第14条 鉱業権者による使用前検査	33
第15条 特定施設の使用の開始等	34
第16条 鉱業権者による定期検査	34

目次

第17条	集積場等	35
第18条	鉱業権者による鉱山の現況調査等	37
第19条	保安規程	
第20条	〃	39
第21条	〃	
第22条	保安統括者等	40
第23条	〃	42
第24条	〃	
第25条	〃	43
第26条	作業監督者	43
第27条	危害回避措置等	44
第28条	保安委員会	46
第29条	〃	
第30条	〃	
第31条	鉱山労働者代表	47
第32条	〃	

### 第3章 監督等

第33条	監督上の行政措置	50
第34条	〃	50
第35条	〃	
第36条	〃	51
第37条	〃	52
第38条	〃	52
第39条	〃	53
第40条	聴聞の特例	54
第41条	報告	55
第42条	保安図	56
第43条	適用除外	57
第44条	緊急土地使用	57
第45条	不服申立ての制限	58
第46条	鉱務監督官	58
第47条	報告徴収等	58
第48条	鉱務監督官の権限	60
第49条	〃	60
第50条	経済産業大臣等に対する申告	60
第51条	鉱山保安協議会	61
第52条	〃	
第53条	〃	
第54条	〃	

第55条	〃	
第56条	〃	
第57条	政令への委任	
第58条	厚生労働大臣の勧告等	63
第59条	経過措置	64

#### 第4章 罰則

第60条	.....	65
第61条		
第62条		
第63条	.....	66

#### 附則（平成16年6月9日法律第94号） 抄

第1条	施行期日	67
第2条	検定に係る経過措置	67
第3条	工事計画の認可又は届出に係る経過措置	68
第4条	保安規程に係る経過措置	70
第5条	保安統括者等の選任及び届出	72
第6条	罰則	73
第7条	中央鉱山保安協議会の審議	73
第8条	中央鉱山保安協議会で係る経過措置	73
第9条～第26条	（略）	
第27条	罰則の適用に関する経過措置	74
第28条	（略）	
第29条	検討	74

#### 附則（平成23年7月22日法律第84号） 抄

第1条	施行期日	74
-----	------	----

## 第2 鉱山保安協議会令

第1条	組織	76
第2条	専門委員の任命等	76
第3条	部会	77
第4条	議事	77
第5条	資料の提出等の要求	78
第6条	庶務	78
第7条	雑則	78

附 則	(平成16年10月27日政令第330号)	79
-----	----------------------	----

【別添】	中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等 改革推進本部決定) 別紙2 審議会等の組織に関する指針	79
------	---	----

### 第3 鉱山保安法施行規則

#### 第1章 総則

第1条	定義	83
第2条	附属施設の範囲	89

#### 第2章 鉱業権者が講ずべき措置及び鉱山労働者が守るべき事項

第3条	落盤又は崩壊	91
第4条	出水	92
第5条	ガスの突出	92
第6条	ガス又は炭じんの爆発	93
第7条	自然発火	93
第8条	坑内火災	94
第9条	ガスの処理	94
第10条	粉じんの処理	95
第11条	捨石、鉱さい又は沈殿物の処理	97
第12条	機械、器具及び工作物の使用	99
第13条	火薬類の取扱い	99
第14条	毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含む廃水の処理	100
第15条	火気の取扱い	101
第16条	通気の確保	101
第17条	災害時における救護	102
第18条	鉱業廃棄物の処理	102
第19条	坑水又は廃水の処理	105
第20条	鉱煙の処理	107
第20条の2	揮発性有機化合物の処理	108
第20条の3	特定特殊自動車排出ガスの処理	108
第21条	石綿粉じんの処理	109
第22条	ダイオキシン類の処理	110
第23条	規制基準等の変更に係る経過措置	110
第24条	海洋施設における鉱業廃棄物等の処理	111
第25条	土地の掘削	113
第26条	巡視及び点検	113
第27条	鉱山労働者が守るべき事項	114

第28条	緊急時の適用の除外	115
第29条	放射線障害の防止	115
<b>第3章 保安教育</b>		
第30条	保安教育	122
<b>第4章 特定施設等</b>		
第31条	工事計画	124
第32条	使用前検査	126
第33条	特定施設の使用の開始等	127
第34条	定期検査	127
第35条	集積場等	128
<b>第5章 鉱山の現況調査及び保安規程</b>		
第36条	現況調査の時期	130
第37条	現況調査の項目	130
第38条	〃	132
第39条	現況調査の結果の記録	132
第40条	保安規程	133
<b>第6章 保安管理体制</b>		
第41条	保安統括者及び保安管理者の選任	138
第42条	〃	138
第43条	作業監督者	139
第44条	鉱山労働者代表	145
第44条の2	指定の申請	146
第44条の3	申請書の添付書類	147
第44条の4	指定の基準	147
第44条の4の2	名称等の変更	148
第44条の5	措置の要求	148
第44条の6	指定の取消し	148
第44条の7	指定等の公示	149
第44条の8	報告徴収	149
<b>第7章 雑則</b>		
第45条	報告	150
第46条	〃	150
第47条	保安図	151
第48条	緊急土地使用	152
第49条	立入検査証	153

第50条	鉦務監督官証	153
第51条	鉦業代理人の保安に関する代理権限	153
第52条	届出の経由	154
第53条	電磁的方法による保存	154
<b>附 則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号)</b>		
第1条	施行期日	155
第2条	関係省令の廃止	155
第3条	鉦業権者が講ずべき措置に係る経過措置	155
第4条	保安教育に係る経過措置	156
第5条	保安管理者に係る経過措置	156
第6条	作業監督者に係る経過措置	157
第7条	保安図の複本の提出に係る経過措置	158
附 則	(平成17年3月11日経済産業省令第20号)	158
附 則	(平成17年5月31日経済産業省令第62号)	158
附 則	(平成18年3月31日経済産業省令第29号) 抄	
第1条	施行期日	158
第2条	経過措置	158
附 則	(平成18年9月29日経済産業省令第91号)	
第1条	施行期日	159
第2条	経過措置	159
附 則	(平成19年3月30日経済産業省令第29号)	160
附 則	(平成20年3月21日経済産業省令第15号)	160
附 則	(平成21年3月31日経済産業省令第19号)	
第1条	施行期日	160
第2条	経過措置	160
附 則	(平成22年3月25日経済産業省令第13号)	161
附 則	(平成22年6月22日経済産業省令第34号) 抄	
第1条	施行期日	161
附 則	(平成23年3月31日経済産業省令第13号)	161
附 則	(平成24年1月12日経済産業省令第2号)	161
附 則	(平成24年5月31日経済産業省令第43号) 抄	
第1条	施行期日	161
第2条	経過措置	162
<b>【別添(第46条第2項関係)】災害月報の記載要領について</b>		<b>163</b>